

税理士法施行令の一部を改正する政令要綱

- 1 当該職員が、その身分を示す証票の携帯等をしなければならない場合に、その税務相談を行った者に質問し、又はその業務に関する帳簿書類を検査する場合を加えることとする。(第15条関係)
- 2 この政令は、令和6年4月1日から施行することとする。(附則関係)